

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和6年7月24日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400043号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400021号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における標準賞与額について、平成15年10月24日及び平成16年10月25日は55万円、平成17年10月25日は25万円、平成18年10月25日は10万円に訂正することが必要である。

平成15年10月24日、平成16年10月25日、平成17年10月25日及び平成18年10月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る平成15年10月24日、平成16年10月25日、平成17年10月25日及び平成18年10月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年10月24日  
② 平成16年10月25日  
③ 平成17年10月25日  
④ 平成18年10月25日

請求期間①から④までについて、亡くなった夫は、A社から賞与の支払を受けたが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、日本年金機構から提出された複数の同僚の請求期間①から④までの賞与に係る給与明細書及びA社の事業主の回答により、訂

正請求記録の対象者は、同社から請求期間①及び②は 55 万円、請求期間③は 25 万円、請求期間④は 10 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 10 月 24 日、平成 16 年 10 月 25 日、平成 17 年 10 月 25 日及び平成 18 年 10 月 25 日の賞与について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300388号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400007号

## 第1 結論

昭和41年2月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年2月から昭和50年3月まで

私は、昭和50年12月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、この時、過去の保険料を納付できる特例があると聞き、その場で約3万6,500円を納付した。領収書に押されていた担当者印の名前も覚えており、保険料を納付できるだけの資力があつたことが分かる預金通帳の写しも提出して、訂正請求をこれまでに7回行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする通知を受け取った。

しかし、私が、保険料として約3万6,500円を納付したことは間違いなく、約3万6,500円に見合う月数分の保険料を加入手続時に納付したとして、再度、訂正請求(8回目)をするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求について、請求者の国民年金加入手続は、昭和50年12月頃に行われ、被保険者資格を遡って取得(昭和41年2月)する事務処理が行われており、この加入手続時期に一部期間の保険料が現年度保険料として納付(9,900円)されているものの、請求者は、加入手続時期に保険料として納付した金額は、約3万6,500円であったなどと主張している。この請求者の主張に対しては、i) 特例納付保険料及び過年度保険料として納付する方法を併用した遡及納付可能期間の保険料合計額、又は現年度保険料を含めた全ての納付可能期間の保険料合計額について、請求者が、預金通帳の記載金額の内訳として保険料に充てたと陳述する金額とは、大きく相違していること、ii) 請求者は、当該金額について、どの月の保険料を納付したものであつたのかは分からないとしており、納付対象期間についての詳細は不明であること、iii) A市は、特例納付保険料及び過年度保険料の収納の取

扱いを行っていなかったとしていること、iv) 同市は、当時の年金担当者に請求者が記憶する名前の職員は在籍していなかったとし、同市の指定金融機関は、該当する職員が在籍していたか不明であるとしていること、v) 国民年金被保険者台帳及びA市の被保険者名簿においても、請求者が主張するとおりに保険料が収納された形跡は見当たらないことなどから、既に平成27年7月14日付け、平成28年10月5日付け、平成30年7月9日付け、令和2年6月30日付け、令和3年6月1日付け、令和4年6月29日付け及び令和5年5月30日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、これまでの訂正請求と同じ請求内容にて、8回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300399号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400020号

## 第1 結論

- 1 平成21年8月1日、平成21年12月1日、平成24年8月1日及び平成24年12月1日について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。
- 2 平成24年8月16日から平成25年\*月\*日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年8月1日  
② 平成21年12月1日  
③ 平成24年8月1日  
④ 平成24年8月16日から平成25年\*月\*日まで  
⑤ 平成24年12月1日

請求期間①、②、③及び⑤について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録が漏れているので記録してほしい。

請求期間④について、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は、平成24年8月16日と記録されているが、当該期間も継続して勤務していたので年金記録の訂正請求を行ったところ、訂正をしないとする決定がされた。その後、当該決定を不服として審査請求を行ったところ、被保険者として認められたものの、厚生年金保険料の控除が認められないことから、年金額には反映しない記録として訂正された。

しかし、厚生年金保険料は自らが支払うのではなく、会社が給与から控除を行うものであることから、自分に責任はなく、A社及び年金事務所に責任がある。請求期間④について、年金額に反映する記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②、③及び⑤について、請求者は、A社から賞与が支払われていたにもかかわらず、賞与に係る記録が漏れている旨主張し、訂正請求をしている。

しかしながら、請求者は、請求期間①、②、③及び⑤に係る賞与明細書を所持していない旨陳述している上、事業主は、当該期間に係る賞与の支払がないことが確認できる賃金台帳兼源泉徴収簿を提出し、賞与の支払及び厚生年金保険料の控除がない旨回答又は陳述している。

また、請求者は、A社に係る賞与の支払が現金手渡しであったり、金融機関への振込であったりした旨陳述している。

請求期間①及び②については、請求者からは当該賞与に係る振込を確認できる資料の提出はない上、当該金融機関も、取引明細の発行は過去10年までとしていることから、賞与の振込を確認することができない。

請求期間③及び⑤については、請求者から平成24年の取引が確認できる普通預金元帳が提出されており、上述の賃金台帳兼源泉徴収簿に記載されている給与の差引支給額が毎月末日にA社から振り込まれていることが確認できるものの、同社からの賞与の振込は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①、②、③及び⑤に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間④について、請求者の当該期間に係る1回目の訂正請求については、
- i) 年金事務所が保管するA社から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の備考欄に平成24年8月15日退職と記載されていること、
  - ii) 同社は、請求者が平成24年8月15日に退職し、その後、確認できる資料はなく、日付は不明であるが、パートタイム労働者として再雇用した旨回答していること、
  - iii) 請求者から提出された支給明細書及び同社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿（以下、併せて「支給明細書等」という。）によると、請求者に対し当該期間に給与が支払われているものの、厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できることから、令和3年9月27日付けで年金記録の訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定（以下「当初の原処分」という。）が通知されている。

また、請求者は、当初の原処分を不服として、令和3年10月\*日に厚生労働大臣に対し、当初の原処分の取消しを求めて審査請求を提起したところ、当該審査請求において、請求者は、支給明細書等によると、請求期間④にA社に継続して雇用されていたことが推認できる上、当該期間の出勤日数及び労働時間は同社の就業規則による正社員の出勤日数及び労働時間に相当することが確認又は推認できることから、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと認められるものの、事業主は、請求者が平成24年8月15日に退職したとする厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所へ提出しており、当該期間に対応した届出若しくは厚生年金保険料の納付が行われていたと判断できる場合に該当しないことから、厚生年金保険法第75条ただし書による訂正はできないとした東海北陸厚生局長の認定に不当な点は見受けられないとされるとともに、請求者は、支給明細書等により、当該期間に係る厚生年金保険料を給与か

ら控除されていないことが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定による訂正はできないとした東海北陸厚生局長の認定に不当な点は見受けられないとされた。

一方、当該審査請求において、請求者は、請求期間④に厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと認められ、本来届出により記録されるべき喪失年月日が明らかである場合であって、支給明細書等により、当該期間の標準報酬月額算定の基礎となる報酬月額が確認できることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年8月16日から平成25年\*月\*日に訂正し、平成24年8月から平成25年\*月までの標準報酬月額を24万円とすることが妥当であり、平成24年8月16日から平成25年\*月\*日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要であるとして、令和4年3月\*日付けで、当初の原処分を取り消す旨の裁決がされた。

この審査請求に対する裁決を受け、東海北陸厚生局長は、令和4年3月30日付けで当初の原処分を取り消すことを通知し、同日付けで請求期間④について厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として訂正する旨の決定（以下「原処分」という。）を通知している。

さらに、請求者は、原処分による保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間としての記録訂正を不服として、令和4年6月\*日に厚生労働大臣に対し、原処分の取消しを求めて審査請求を提起したところ、厚生労働大臣は、東海北陸厚生局長の事実の認定及び判断内容については、違法又は不当な点は認められず、原処分は妥当であるとして、令和5年3月\*日付けで当該審査請求を棄却する旨の裁決をしている。

これに対して、今回、請求者は、厚生年金保険料は自らが支払うのではなく、会社が給与から控除を行うものであることから、自分に責任はなく、A社及び年金事務所に責任があるとする旨主張し、請求期間④について年金額に反映する記録にしてほしいとして、再度、訂正請求をしている。

しかしながら、請求者からは厚生年金保険料の控除に係る新たな資料の提出はなく、そのほかに、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、原処分を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。